

毎週火、金曜日発行（但休日、当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◆告示 保険薬剤師の指定
- 保険医の指定
- 保険薬剤師の指定
- ” ”
- ” ”
- 保険医の指定取消
- 診療所所在地の変更
- 土地改良区設立認可

◆雑報

土地改良区役員の退任及び就任
建設業者の登録まつ消
保安林の指定解除
町村の名称変更

告示

鳥取県告示第百八十九号
健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三
第一項及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第
二十八条ノ三第一項の規定により次のように保険薬剤師
を指定した。

昭和三十一年五月十五日

鳥取県知事 遠藤 茂

名 称 局 地

氏 名 指 定 年 月 日

家森薬局	東伯郡赤碕町大字出上字河原一七九	入江 三重子	昭和三十一年四月十二日
トイゴ一薬局	” 東郷町字松崎三六七	萩原 嘉一	”
藤井薬局	米子市茶町六一	藤井 一貫	”
上原薬局	日野郡江府町大字江尾一、一九四	上原 裕臣	”

木島薬局 八頭郡若桜町若桜三八〇
 立岩薬局 鳥取市吉方一区八二五
 加藤薬局 " 東品治町一六六ノ五

木島 千代子
 立岩 一彦
 加藤 栄蔵

鳥取県告示第九十号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二十八条ノ三第一項の規定により次のように保険医を指定した。

昭和三十一年五月十五日

鳥取県知事 遠藤 茂

診療科名

診療科名	名称	所在地	氏名	指定年月日
------	----	-----	----	-------

外科	日野病院	日野郡根雨町大字根雨七三〇	大杉 実	昭和三十一年三月一日
歯科	中島歯科医院	東伯郡三朝町	中島 静代	四月一日

鳥取県告示第九十一号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二十八条ノ三第一項の規定により次のように保険薬剤師を指定した。

昭和三十一年五月十五日

鳥取県知事 遠藤 茂

名称	所在地	氏名	指定年月日
----	-----	----	-------

ふじや薬局	鳥取市川端二丁目四一	米沢 敏夫	昭和三十一年四月二十一日
平井薬局	" 元大工町四七	平井 義則	"
桜井薬局	" 立川町二丁目七九	桜井 重一	"
御船薬局	東伯郡三朝町三朝八八八	御船 吟乃	四月二十四日
前田薬局	岩美郡岩美町新井三七八ノ四	前田 益夫	四月二十一日

鳥取県告示第九十二号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二十八条ノ三第一項の規定により次のように保険薬剤師を指定した。

昭和三十一年五月十五日

鳥取県知事 遠藤 茂

名称	所在地	氏名	指定年月日
----	-----	----	-------

池田薬局	米子市博労町二丁目二二	池田 良蔵	昭和三十一年四月十六日
------	-------------	-------	-------------

王水堂薬品株式会社 尾高町三 野村義一
 社米子出張所 市谷 賀栄子 四月二十日
 市谷 薬局 鳥取市立川五丁目二六七ノ一

鳥取県告示第百九十三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二十八条ノ三第一項の規定により次のように保険薬剤師を指定した。

昭和三十一年五月十五日

鳥取県知事 遠藤 茂

名 称	所 在 地	氏 名	指 定 年 月 日
須山 薬局	米子市車尾字古道一三八ノ二	須山 秀子	昭和三十一年四月六日
三朝 薬局	東伯郡三朝町	岩本 晴光	〃

鳥取県告示第百九十四号

健康保険及び船員保険の保険医及び保険薬剤師の指定に関する件（昭和二十三年厚生省令第三十二号）第七条の規定により次のように保険医の指定を取り消した。

昭和三十一年五月十五日

鳥取県知事 遠藤 茂

科 名	診 療 所 名	氏 名	取 消 理 由	取 消 年 月 日

内 科 日野郡厚生農業協同組 日野郡根雨町大字根雨 大饗 喜一 辞任 昭和三十一年三月二十八日
 小児科 合連合会 日野病院

鳥取県告示第百九十五号

健康保険及び船員保険の保険医及び保険薬剤師の指定に関する件（昭和二十三年厚生省令第三十二号）第五条の規定により次のように保険医から診療所所在地の変更の届出があつた。

昭和三十一年五月十五日

鳥取県知事 遠藤 茂

診 療 科 名	新 診 療 所 名 称	診 療 所 所 在 地	変 更 理 由	氏 名	変 更 年 月 日

齒 科 百村齒科医院 気高郡気高町宝木 八頭郡那家町那家 異動 百村 浩 昭和三十一年四月二日

鳥取県告示第九十六号

東伯郡東郷町大字宮内田中稔満外十七人の者から申請のあつた東郷湖周辺土地改良区の設立について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十条第一項の規定により、昭和三十一年五月二日認可した。

昭和三十一年五月十五日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県告示第九十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十項の規定により、土地改良区から次のように役員が退任及び就任した旨届出があつた。

昭和三十一年五月十五日

鳥取県知事 遠藤 茂

退任した役員の名及び住所

江津土地改良区

理事 波当根 武藏 鳥取市江津

〃 奥山 春治 〃

〃 田中 喜代蔵 〃

〃 新田 常蔵 〃

〃 松下 頼蔵 〃

〃 山根 徳治 〃

〃 米沢 幸次郎 〃

〃 津村 延吉 〃

社村国光土地改良区

理事 小谷 真喜蔵 倉吉市国分寺

北条砂丘土地改良区

〃 監事 中本 豊一 東伯郡北条町大字下神

〃 池田 律 〃 大字江北

〃 茂住 正 〃 大栄町大字原

米川土地改良区

〃 監事 椋 貞男 米子市富士見町

新開川土地改良区

〃 理事 井上 福寿 米子市上福原

〃 竹本 美佐雄 〃

〃 井上 光恵 〃 東福原

〃 国尾 春吉 〃 西福原

〃 永見 正栄 〃 両三柳

〃 宮崎 良孝 〃 西福原

〃 八尾 高三郎 〃 皆生

〃 山口 繁 〃 西福原

就任した役員の名及び住所

江津土地改良区

理事 波当根 武藏 鳥取市江津

〃 奥山 春治 〃

〃 松下 頼蔵 〃

〃 田中 喜代蔵 〃

〃 石原 義雄 〃

〃 津村 延吉 〃

〃 新田 常蔵 〃

〃 山根 徳治 〃

北条砂丘土地改良区

〃 監事 池田 律 東伯郡北条町大字江北

〃 磯江 義幸 〃 大字北尾

〃 茂住 正 〃 大栄町大字原

〃 米川土地改良区 〃 境港市福定町

〃 監事 足立 実 〃

〃 新開川土地改良区 〃

〃 理事 井上 福寿 米子市上福原

〃 竹本 美佐雄 〃

〃 井上 光恵 〃 東福原

〃 国尾 春吉 〃 西福原

〃 永見 正栄 〃 両三柳

〃 宮崎 義孝 〃 西福原

〃 監事 八尾 高三郎 〃 皆生

〃 大光 安五郎 〃 西福原

鳥取県告示第九十八号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第四条第三項の規定による更新の登録申請がなかつたので、同法第十五条第一項の規定により、建設業者登録簿から、次のように登録をまつ消した。

昭和三十一年五月十五日

鳥取県知事 遠藤 茂

登録番号

登録年月日

商号又は名称

主たる営業所所在地

申請者氏名

まつ、消年月日

鳥取県知事登録
(は)第三〇三号

昭和二十九年
二月二十六日

竹内組

鳥取市馬場町二一〇

竹内 愛治

昭和三十一年
二月二十六日

〃 第二九四号

〃 一月十日 伯耆建設有限公司

米子市二本木

瀬山 辰雄

〃 一月十日

鳥取県告示第九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条及び森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第二
条の規定により、次の保安林の指定を解除した。

昭和三十一年五月十五日

鳥取県知事 遠藤 茂

所在場所	全面積	解除面積	指定の目的 解除理由	所有者	申請者
市郡一町村大字一字一地番 倉吉 1 1 打吹山 三、四四五ノ一 一五二七五 一五三六六 〇六二 〇六二	町帳一見込 一五二七五 一五三六六	町帳一見込 〇六二 〇六二	風致保存公 益上の理由	倉吉市	倉吉市長 早川忠篤

雑 報

昭和三十一年五月十五日

鳥取食糧事務所長 布野 長良

町村合併に伴う市町村の名称変更について

当所管内左記の通り町村の名称が変更になった。

一 郡家支所丹比出張所管内

八東村、安部村を廃して八頭村となる。

二 米子支所境港出張所管内

境港町を廃止、境港市となる。